

あかし障害福祉推進計画（第 6 次障害者計画及び障害福祉計画（第 7 期）・ 障害児福祉計画（第 3 期））の中間見直しについて

今年度、あかし障害福祉推進計画の中間見直しを予定していますので、以下のとおりスケジュール等を報告します。

1 あかし障害福祉推進計画について

(1) 概要

本計画は、以下の各計画に規定すべき内容を包含した一つの計画として策定しています。

① 障害者計画

障害者基本法の規定に基づく障害施策全般にかかる理念や基本方針、施策目標等を定めます。

② 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための目標や、サービスの利用見込量等を定めます。

(2) 計画期間

- ・ 6 年間（2024 年度～2029 年度）
- ・ 国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国指針」という。）に基づく目標値は 3 年ごとに示されるため、中間年である 2026 年度に計画の改訂を行うこととしています。

2 改訂の内容

現計画に記載している計画前期（2024 年度～2026 年度）の目標値に加え、国指針に基づき計画後期（2027 年度～2029 年度）における目標値を記載します。また、障害福祉サービス等の利用見込みについて、計画期間中の実績を踏まえ必要に応じて修正します。

【改訂を予定している事項】

- ・ 障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における障害福祉サービスや障害児通所支援等の種類ごとの利用見込量

3 スケジュール

時 期	内 容
2026 年 6 月 22 日	○文教厚生常任委員会 ・スケジュール等の報告
7 月	○明石市地域自立支援協議会・社会福祉審議会障害者福祉専門 分科会合同会議 ・計画の進捗状況報告（重点施策）
11 月	○明石市地域自立支援協議会・社会福祉審議会障害者福祉専門 分科会合同会議 ・計画の進捗状況報告（各施策目標） ・計画（改訂案）の内容審議
2027 年 3 月	○あかし障害福祉推進計画（改訂版）公表